

広島県告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字大込一〇九六八の一（次の図に示す部分に限る。）、字政ノ木一〇九七四の一、一〇九七四の二、一〇九七八の一、一〇九七八の二、一〇九七九、一〇九九四の一、一〇九九七の八、一〇九九八の二、一〇九九九の二、一一〇〇一の一、一一〇〇一の二、一一〇〇九、一一〇一二の二、一一〇一二の四、一一〇一三の二、字上弥平谷一七五六の一、一七五七の一、一七五八、一七五八の二、一七五九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）